

番号	質問	回答
1	週休 2 日（交替制）を達成したことはどのように報告するべきですか。	交替制の場合は、技術者及び技能労働者ごとに週休 2 日を達成しているかを報告する必要があります。 当該報告の具体的な確認方法については、請負者の提案を踏まえ、監督員との協議により決定しますが、技術者及び技能労働者ごとの休日の確保状況及び休日率を確認できる資料を作成してください。
2	現場入場日が点々とする作業員はどのように取り扱えばよいか。	契約後の請負者と発注者間の協議により、従事期間について適宜設定した上で従事期間における週休 2 日の状況を確認します。
3	契約済みの工事も、工期の途中から週休 2 日交替制工事として割増の対象となりますか。	週休 2 日交替制工事として発注時に指定するため、工期の途中から週休 2 日交替制工事になることは、原則としてはありませんが、請負者から申し出があった場合、本実施要領の適用について発注者と協議することができます。